

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月8日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03（5472）1125
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03（5472）1125
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第2四半期 累計期間	第9期 第2四半期 累計期間	第8期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年6月30日	自平成25年1月1日 至平成25年6月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	1,054,302	810,807	1,955,178
経常損失() (千円)	895,748	812,231	1,729,480
四半期(当期)純損失() (千円)	897,688	814,131	1,733,320
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	6,024,610	6,646,429	6,024,610
発行済株式総数(株)	19,130,900	23,052,157	19,130,900
純資産額(千円)	5,715,726	5,375,130	4,899,957
総資産額(千円)	6,352,541	5,986,895	5,502,190
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	46.92	36.65	90.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	89.9	88.8	88.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	945,974	946,792	1,658,588
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	208,625	1,387,695	410,563
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,241,806	719
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	5,154,619	3,149,549	4,240,022

回次	第8期 第2四半期 会計期間	第9期 第2四半期 会計期間
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日
1株当たり四半期純損失金額() (円)	19.93	20.74

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

国内

[SyB L-0501（一般名：ベンダムスチン塩酸塩、商品名：トレアキシン®）]

抗がん剤 SyB L-0501については、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として、業務提携先のエーザイ株式会社（以下「エーザイ」という）を通じ、国内販売を行っています。

本剤については、適応症追加を目的として、主に以下の臨床試験を実施しています。

再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とした第 相臨床試験（日韓共同試験）については、臨床試験データの分析・評価を完了したものの、医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という）との申請前相談の結果を踏まえ、前事業年度に計画していた承認申請を一旦見送った上で、引き続き機構との協議を継続しました。

初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を対象とする第 相臨床試験については、平成25年3月に症例登録が完了しており、また再発・難治性の多発性骨髄腫を対象とする第 相臨床試験については、試験を継続しました。

慢性リンパ性白血病を対象とする国内第 相臨床試験については、平成24年12月に治験届が受理され、平成25年5月には最初の患者登録が完了しました。なお、本剤は平成24年6月に、慢性リンパ性白血病を対象とするオーファンドラッグ（希少疾病医薬品）に指定されています。

また、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫の適応において、承認条件として実施した特定使用成績調査（全例調査）が完了し、平成25年3月に厚生労働省から承認条件解除の通知を受けました。

[SyB L-1101（注射剤）/SyB C-1101（経口剤）（一般名：rigosertib）]

抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）については、再発・難治性の骨髄異形成症候群を対象とする、国内第 相臨床試験の症例登録を進めました。

経口剤のSyB C-1101については、平成25年3月に、最初の患者登録が行われ、国内第 I 相臨床試験を開始しました。

[SyB D-0701]

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701については、平成25年1月に、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第 相臨床試験が終了しました。現在、今後の開発方針について検討中です。

海外

SyB L-0501については、台湾においてはイノファーマックス社（台湾）、シンガポールと韓国においては、国内と同様エーザイ（現地法人）を通じて販売を行っており、売上は堅調に推移しました。

資金調達

当社は、新薬候補品の開発を加速させ、パイプラインの一層の強化を図るため、平成24年12月27日にウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（発行価額の総額1,000,000千円）及び第29回新株予約権（発行価額5,100千円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行総額500,000千円）の発行決議を行いました。これに伴い、平成25年1月15日にウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合から当社に対して1,005,100千円の払い込みが完了しています。なお、平成25年1月には第29回新株予約権の内、199,998千円分が行使され、払込が完了しています。

経営成績

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は、主としてSyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売により810,807千円となりました。トリアキシン®の流通在庫の見直しの影響により、前年同期に比べ23.1%減少しました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験、SyB L-1101及びSyB C-1101の臨床試験の費用が発生したこと等により研究開発費556,536千円（前年同期比20.3%減）を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費434,981千円（前年同期比1.4%減）を計上したことから、合計で991,517千円（前年同期比13.0%減）となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の営業損失は807,162千円（前年同期は営業損失874,322千円）となりました。また、支払手数料及び株式交付費を主とする営業外費用10,264千円を計上したこと等により、経常損失は812,231千円（前年同期は経常損失895,748千円）、四半期純損失は814,131千円（前年同期は四半期純損失897,688千円）となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

財政状態

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ484,704千円増加し、5,986,895千円となりました。流動資産は、資金調達を主因として、有価証券が1,223,305千円増加した一方、現金及び預金が893,292千円減少しました。また、トリアキシン®の安全在庫レベルの見直しにより商品及び製品が217,433千円増加しました。これらを主な要因として、前事業年度末に比べ501,718千円増加し、5,922,342千円となりました。また、固定資産は、長期前払費用が11,829千円減少したこと等により、前事業年度末に比べ17,014千円減少し、64,552千円となりました。

負債の部については、前事業年度末とほぼ同水準の611,764千円（前事業年度末は602,232千円）となりました。

純資産の部については、四半期純損失814,131千円を計上したものの、資金調達により資本金及び資本準備金がそれぞれ621,819千円増加したこと等から、前事業年度末に比べ475,172千円増加し5,375,130千円となりました。この結果、自己資本比率は88.8%と前事業年度末に比べ0.2ポイント増加しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,090,472千円減少し、3,149,549千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、946,792千円となりました。これは、株式報酬費用の計上27,938千円、前払費用の減少31,128千円、その他の流動資産の減少25,293千円、仕入債務の増加40,983千円等の増加要因があったものの、当第2四半期累計期間において税引前四半期純損失を812,231千円計上したこと、トリアキシン®の安全在庫レベルの見直しによりたな卸資産が217,433千円増加したこと、未払金の減少22,429千円等により資金が減少したことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、1,387,695千円となりました。これは、定期預金の払戻による収入300,000千円、有価証券の償還による収入300,000千円があったものの、定期預金の預入により488,860千円、有価証券の取得により1,499,205千円を、それぞれ支出したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、1,241,806千円となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入241,598千円、新株予約権付社債の発行による収入1,000,000千円があったことが主な要因です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は、556,536千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,052,157	23,052,157	東京証券取引所 JASDAQ(グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
計	23,052,157	23,052,157	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月14日(第30回)
新株予約権の数(個)(注)1	1,160
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	116,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	820
新株予約権の行使期間	自平成27年5月15日 至平成35年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 410
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記3に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの行使価額820円に上記2に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

- (a) 平成27年5月15日から平成28年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。
- (b) 平成28年5月15日から平成29年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
- (c) 平成29年5月15日から平成30年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。
- (d) 平成30年5月15日から平成35年5月14日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、本行使期間の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

決議年月日	平成25年5月14日（第31回）
新株予約権の数（個）（注）1	1,240

決議年月日	平成25年5月14日(第31回)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	124,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	820
新株予約権の行使期間	自平成27年5月15日 至平成35年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 410
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

当社が株式分割または併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記3に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとします。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの行使価額820円に上記2に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の1個に満たない端数は行使できないものとする。

権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

- (a) 平成27年5月15日から平成28年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。
- (b) 平成28年5月15日から平成29年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。
- (c) 平成29年5月15日から平成30年5月14日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。
- (d) 平成30年5月15日から平成35年5月14日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。
- (b) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。
- (c) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権者は、本行使期間の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日 (注)	75,000	23,052,157	19,675	6,646,429	19,675	6,616,429

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
吉田 文紀	静岡県熱海市	3,030,000	13.14
セファロン インク (常任代理人 テバファーマスー ティカル株式会社)	41 MOORESROAD FRAZER, PENNSYLVANIA 19355, USA (東京都港区虎ノ門5丁目1番5号)	2,589,000	11.23
ジャフコV2共有投資事業有限責任 組合	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,843,900	7.99
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4丁目6番10号	833,400	3.61
早稲田1号投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	684,000	2.96
早稲田グローバル1号投資事業有限 責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	500,000	2.16
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	451,200	1.95
TNPオンザロード1号投資事業有 限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目6番1号	254,000	1.10
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号	200,000	0.86
ウエル技術ベンチャー投資事業有限 責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	196,800	0.85
計	-	10,582,300	45.90

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,050,000	230,500	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,157	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	23,052,157	-	-
総株主の議決権	-	230,500	-

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式」に含めて記載しております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,540,022	3,646,729
売掛金	148,081	168,045
有価証券	300,000	1,523,305
商品及び製品	164,571	382,005
前払費用	98,192	61,708
立替金	99,036	110,376
その他	70,718	30,169
流動資産合計	5,420,623	5,922,342
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,637	2,541
工具、器具及び備品(純額)	11,084	8,635
有形固定資産合計	13,721	11,177
無形固定資産		
ソフトウェア	8,324	7,111
リース資産	2,540	2,216
無形固定資産合計	10,864	9,327
投資その他の資産		
長期前払費用	27,646	15,816
敷金及び保証金	29,334	28,231
投資その他の資産合計	56,980	44,048
固定資産合計	81,567	64,552
資産合計	5,502,190	5,986,895
負債の部		
流動負債		
買掛金	329,768	370,752
未払金	195,833	173,421
未払法人税等	15,588	15,928
その他	57,336	48,427
流動負債合計	598,527	608,528
固定負債		
退職給付引当金	1,688	1,559
その他	2,017	1,677
固定負債合計	3,705	3,236
負債合計	602,232	611,764

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,024,610	6,646,429
資本剰余金	5,994,610	6,616,429
利益剰余金	7,146,411	7,960,542
自己株式	17	17
株主資本合計	4,872,790	5,302,298
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	14,666
評価・換算差額等合計	-	14,666
新株予約権	27,167	58,165
純資産合計	4,899,957	5,375,130
負債純資産合計	5,502,190	5,986,895

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 6月30日)
売上高	1,054,302	810,807
売上原価	788,804	626,452
売上総利益	265,497	184,354
販売費及び一般管理費	1,139,819	991,517
営業損失 ()	874,322	807,162
営業外収益		
受取利息	778	2,786
有価証券利息	1,475	1,351
還付加算金	654	104
為替差益	-	779
その他	-	172
営業外収益合計	2,908	5,195
営業外費用		
支払利息	118	16
支払手数料	5,385	5,355
株式交付費	-	4,791
為替差損	18,510	-
その他	320	100
営業外費用合計	24,334	10,264
経常損失 ()	895,748	812,231
特別損失		
固定資産除却損	39	-
特別損失合計	39	-
税引前四半期純損失 ()	895,788	812,231
法人税、住民税及び事業税	1,900	1,900
法人税等合計	1,900	1,900
四半期純損失 ()	897,688	814,131

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	895,788	812,231
減価償却費	4,178	4,081
差入保証金償却額	626	732
固定資産除却損	39	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	167	129
株式報酬費用	7,327	27,938
受取利息	2,253	4,138
支払利息	118	16
為替差損益(は益)	2,280	10,528
株式交付費	-	4,791
支払手数料	5,385	5,355
売上債権の増減額(は増加)	144,880	19,964
たな卸資産の増減額(は増加)	96,261	217,433
前払費用の増減額(は増加)	44,581	31,128
立替金の増減額(は増加)	24,235	11,340
未収消費税等の増減額(は増加)	-	15,401
その他の流動資産の増減額(は増加)	74,666	25,293
長期前払費用の増減額(は増加)	11,381	11,829
仕入債務の増減額(は減少)	16,398	40,983
未払金の増減額(は減少)	58,256	22,429
その他の流動負債の増減額(は減少)	28,276	17,563
その他の固定負債の増減額(は減少)	335	340
その他	147	100
小計	946,173	948,444
利息及び配当金の受取額	2,196	3,551
利息の支払額	96	-
法人税等の支払額	1,900	1,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	945,974	946,792
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	488,860
定期預金の払戻による収入	-	300,000
有価証券の取得による支出	300,000	1,499,205
有価証券の償還による収入	100,000	300,000
無形固定資産の取得による支出	630	-
敷金及び保証金の差入による支出	7,995	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	370
投資活動によるキャッシュ・フロー	208,625	1,387,695
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	241,598
新株予約権付社債の発行による収入	-	1,000,000
新株予約権の発行による収入	-	5,100
株式の発行による支出	-	4,791
その他の支出	-	100
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	1,241,806
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,758	2,208
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,156,358	1,090,472
現金及び現金同等物の期首残高	6,310,978	4,240,022
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,154,619	3,149,549

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
役員報酬	54,354千円	57,371千円
給与手当	153,370	159,961
退職給付費用	461	424
研究開発費	698,546	556,536
減価償却費	3,393	3,319

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	3,301,766千円	3,646,729千円
有価証券勘定	2,253,033	1,523,305
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	497,180
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券	400,180	1,523,305
現金及び現金同等物	5,154,619	3,149,549

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1. 配当に関する事項
該当事項はありません。
2. 株主資本の金額の著しい変動
平成24年12月27日開催の当社取締役会決議に基づき、平成25年1月15日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第29回新株予約権を発行し、同日1,005,100千円の払い込みが完了いたしました。
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、平成25年2月27日までに額面1,000,000千円全てが行使され、また、第29回新株予約権についても、平成25年1月25日に20個(1個当たりの発行株式数26,525株)が行使され、199,998千円の払い込みが完了しました。
これらを主要な要因として、当第2四半期累計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ621,819千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が6,646,429千円、資本準備金が6,616,429千円となりました。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成25年6月30日)

会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められる事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	300,000	300,000	-
(3) その他	-	-	-
合計	300,000	300,000	-

当第2四半期会計期間(平成25年6月30日)

時価のあるその他有価証券が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上 額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	499,205	521,250	22,045
その他	-	-	-
(3) その他	1,000,000	1,002,055	2,055
合計	1,499,205	1,523,305	24,100

(デリバティブ取引関係)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前事業年度(平成24年12月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引	242,027	21,385	21,385

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

当第2四半期会計期間(平成25年6月30日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引	727,289	1,296	1,296

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	46円92銭	36円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	897,688	814,131
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	897,688	814,131
普通株式の期中平均株式数(株)	19,130,825	22,212,523
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権2種類(新株予約権の数7,870個)。	会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権2種類(新株予約権の数2,400個)。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。